

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 六 月 十 七 日

目 次

告 示

○ 知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第三百十一号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 知事指定薬物の名称

- 1 ニ・ニ・〔(ベンゾ)「d」〔一・三〕ジオキソール・五・イル)メチル〕・五・ニトロ・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル〕・N・N・ジエチルエタン・一・アミン及びその塩類
(通称 Methylene dioxynitazene)
 - 2 ニ・〔四・(ニ・フルオロエトキシ)フェニル)メチル〕・五・ニトロ・一・〔二・(ピロリジン・一・イル)エチル〕・一H・ベンゾ「d」イミダゾール及びその塩類
(通称 Fluetonitazepyrne、N・pyrrolidinofluetonitazene)
 - 3 N・ニ・〔五・メトキシ・一H・インドール・三・イル)エチル〕プロパン・ニ・アミン及びその塩類
(通称 五・MeO・N・IPT)
- 二 指定の理由
- 条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれが

あると認められるため。
三 指定の効力が発生する日
令和八年六月十八日

令和八年六月十七日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社